資料１

地方創生部会の役割について

１．総合戦略の進捗評価

・2014年に制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、2015年４月に第１期まち・ひと・しごと創生糸島市総合戦略（以下「総合戦略」という。）を、2020年４月に第２期総合戦略を策定し、まち・ひと・しごとの活性化に取り組んできました。

・2026年１月に策定した第３期総合戦略では、第２次糸島市長期総合計画後期基本計画を着実に実行することに主眼を置き、また地方創生に関する国の支援措置（交付金）を効果的に活用するため、後期基本計画を総合戦略として位置付け、一体的な運用を行います。

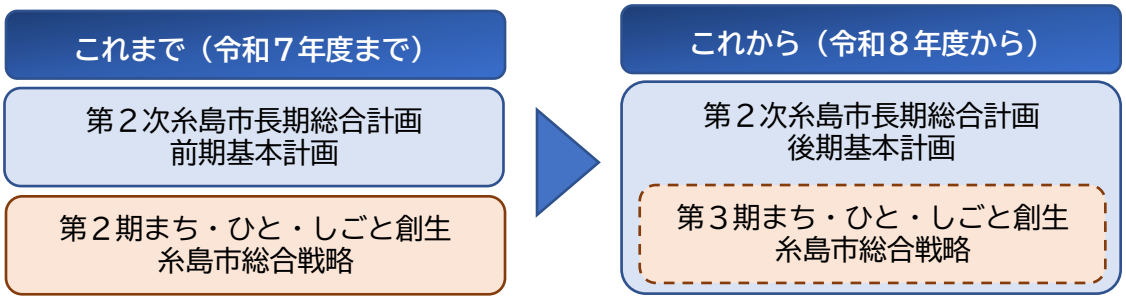

２．交付金活用事業の効果検証

・国の交付金の活用に当たっては、地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受ける必要があり、この計画には総合戦略で行う事業を位置付ける必要があります。また、認定の要件には、交付金で実施する事業が効率的かつ効果的なものとなるよう、具体的及び客観的な成果目標を設定し、効果検証と改善を行うことが求められます。この効果検証等を効率的に行うため、総合計画審議会に地方創生部会を設置しました。

・令和６年度までの「総合戦略の進捗評価」や「交付金活用事業の効果検証」は、糸島市総合戦略推進委員会がその役割を果たしてきましたが、令和７年度の進捗評価や効果検証は地方創生部会で行います。

（イメージ図）

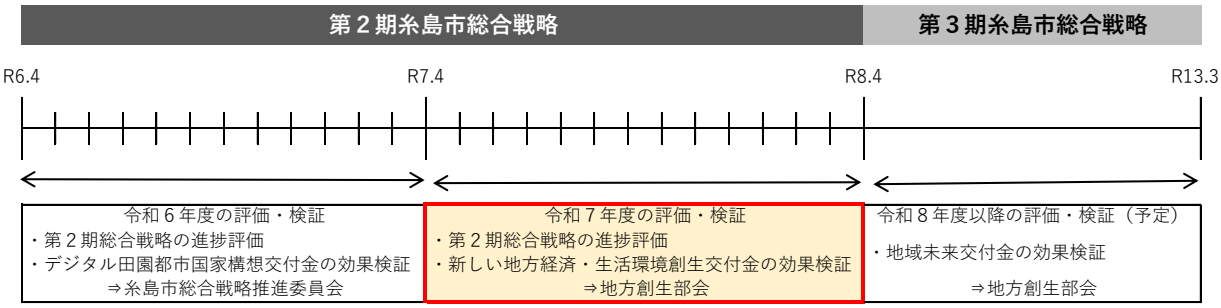

※第３期総合戦略の進捗評価は、令和９年度実施の第２次糸島市長期総合計画の進捗点検と併せて実施予定です。